

NO	施設（事業所）のサービス種別	質問	回答	備考
1	生活介護,自立訓練（機能訓練）,自立訓練（生活訓練） 放課後等デイサービス	新設された「共生型サービス」医療的ケア児支援加算について、現状では看護師を1名以上配置しており医療連携体制加算を算定しているが、今後はどちらかの加算を算定するのか、もしくは併用算定可能か？ ※当事業所は共生型放課後等デイサービスで運営しております。	併用はできません。 看護職員等の配置について、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）で評価されている場合には、共生型サービス医療的ケア児支援加算は算定しません。	
2		「延長支援加算」について、自事業所の営業時間8時間であり、サービス提供時間も8時間以内に収まっていた為、延長加算を未算定であったが、今後は基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合とある為、今後は人員基準を満たしたうえで8時間のサービス提供時は2時間以上の延長加算が算定可能か	平日において、児発で定めるサービス提供時間(5時間(放デイでは3時間以上))を超えて、家族の事情等により前後1時間以上支援をする場合、職員2名以上(うち1名は基準人員)を配置していれば加算が算定可能です。 学校休業日において、児発・放デイで定めるサービス提供時間(5時間)を超えて、上記の場合は加算が算定可能です。 延長支援加算取得には個別支援計画へ支援が必要な理由の明記が必要です。	
3		生活介護について 人員配置体制加算の区分変更【Ⅰ】を行う場合、算定要件として前年度の②前年度の平均利用者数の平均値を1.5で除した数以上の直接支援員を配置することであるが、今回の申請に際して前年度とは令和4年度で申請するの、令和5年度で申請するのどちらか。	前年度の平均利用者数は令和5年度分を用いてください。	
4	生活介護	就労継続支援B型	生活介護と就労継続支援B型の来年度の平均利用者数また平均月額の新算定式については今年度の計算から変わるのか来年度の計算から変わるのかを教えてください。	令和6年4月1日から施行です。
5		児童発達支援,放課後等デイサービス	児童発達支援は12～14時の時間帯はサービス提供時間に含まれないとなりましたが、現在、保育園等の活動に支障がない時間帯で13～14時過ぎの療育時間を設定しているのですが、個別支援計画の別表に提供時間として記載している場合は、基本報酬における時間区分の区分1として算定は可能でしょうか？	「児童発達支援は12～14時の時間帯はサービス提供時間に含まれない」との通知はご家庭から届いておりません。
6	生活介護		入浴支援加算の「医療的ケアが必要な者等」には重症心身障害がある方も含まれるとのことだが、「重症心身障害」の判断は区分5以上の方ということでよいですか。	重症心身障害について、区分による定義はありません。「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者」が該当と判断してください。
7	生活介護	就労継続支援B型	強度行動障害を有する障害者等への支援体制について。 広域的支援人材とは、イコールのSV資格をもっている方でのよいですか？ 生活介護だけでなく、B型利用者にも強度行動障害を持っている方が、いた対象になりますか？	広域的支援人材はECOALのSV資格者ではありません。
8		就労継続支援B型	新設された人員配置「6：1」について 当該施設の従業員は、サビ管（管理者兼務）1名、職業指導員1名、生活支援員1名で運営しています。 現在人員配置「7.5：1」で登録しており、現在の利用者は13名です。 しかし、4月以降は2名減となり11名となる予定です。 そこで、人員配置「6：1」で申請しようと考えていますが、もし年度途中で利用者が増え、また13名以上になりましたら、年度の途中で「7.5：1」に変更できるのでしょうか？ それとも、令和6年度内は利用者は12名までで運営しなければならないのでしょうか？	年度途中で区分の変更は可能ですが、基本的に人員配置の計算に用いる利用者数は現員ではなく平均利用者数を用いますのでご注意ください。
9	自立訓練（生活訓練）	就労継続支援B型,共同生活援助,地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域生活支援拠点等の機能の充実 項目での地域生活支援拠点等機能強化加算(500単位/月)について「複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークに相互に連携して運営されており」という部分は面的整備によって行われている場合を想定しているものと思われるが、「運営」という部分は市より指定を受け単に地域生活支援拠点に位置付けられている（暗黙の協力）ということが良いか、別途運営に関する規定等が市町村に定められている必要があるか、または市町村判断となるか	運営について、「当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。」と留意事項にて定められておりますので、その対応により加算が算定可能になります。 単に位置付けられているのみでは算定できません。
10			業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化 について「当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること」という文言についてはBCPにこと動けるかという訓練や必要物品の確保、計画の見直し等を指すということが良いか、また必要物品の延長として資金の確保は認められるか	
11			医療的ケアが必要な者等への入浴支援（入浴支援加算）について説明会にて同法人他事業所等別の場所であっても通所先の生活介護施設職員が行えば算定可能との話があったが、おんせん県である当該において地域の温泉へ行っての支援でも算定は可能か	算定できません。当該事業所もしくは別の事業所で支援を行った場合のみ算定可能です。
12			共同生活援助における支援の質の確保 について「運営基準において」地域連携推進会議を設置とあるが、運営規定の変更が必要か。また、地域連携推進会議の内容が含まれる場合に地域の自治会を持って開催（主催ではない）ということでも良いか	国からは運営規定の変更は求められておりませんが、県としては推奨します。 地域の自治会の開催時に利用者、利用者家族、知見を有する者等を集め、運営状況の報告や助言などの機会を設けることが出来るのであれば開催した認めて良いと考えます。
13			就労継続支援B型 利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系での短時間利用減算について生活介護同様送迎時間は含まないとの話があったが、生活介護の改定説明会にあった通常の送迎時間(1時間程度)を超える場合は超過部分を標準支援時間とすることも考えられるといった特例も同様に取り入れられるか	生活介護と同様下記の取扱となる予定（国からの正式通知はまだ） 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。
14			質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し における主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）の算定について地域の相談支援事業所等への指導・助言を実施しているという部分は今回事業所説明会において虐待防止研修を行う等の集団の一部に相談支援事業所が含まれる場合も実績とみなして良いか	
15		児童発達支援,放課後等デイサービス	サービス提供時間が 平日10：00～12：00/14：00～18：00 計6時間 休日10：00～16：00 計6時間 常勤職員 7時間 の事業所です。 4月の入式を待つ新1年生が居る関係で、4月8日～4月10日までは平日時間の児童と休日時間の児童が混在します。 その場合の職員配置は10：00～18：00の8時間必要になるのでしょうか？ そうすると常勤職員（7時間）1人では対応しきれなくなるのですが、どうしたら良いのでしょうか？	10：00～18：00の間で児童を預かるのであれば8時間は職員配置が必要となります。

16	生活介護,施設入所支援	福祉型障がい児入所施設	<p>(支援の質の確保) 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的にいれる取り組みを義務付ける。令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。</p> <p>※外部の者による評価及び当該評価に実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p> <p>(質問) 当法人では毎年3回、福祉サービス改善委員会を立ち上げていて、第三者委員と家族委員の方々が、施設の見学を含む職員の様子やご利用者の様子などを見回る機会を設けておりますが、この場合は適用しないこととなりますでしょうか。</p>	過去の議事録をご提供頂き、判断させていただきます。	
17		児童発達支援,放課後等デイサービス	<p>今回の報酬改定で、延長支援を算定する児童がかなり多くなることが予想されます(特に学校休業日)。 今までは算定する児童のサービス等利用計画に明記されており、その写しを県に提出して個別に延長支援加算算定の届をしておりましたが、法改正後も変わらず延長支援を算定する児童はサービス等利用計画の写しも含めて個別に届け出が必要なのでしょうか。</p>	延長支援加算取得には個別支援計画へ支援が必要な理由の明記が必要となることから加算届と対象児童の個別支援計画の提出をお願いします。	
18			3/26(火)に開催された事業者説明会において、個別支援計画に相談支援専門員のサインが必要との案内がありました。4/1から切り替わる個別支援計画(ほとんどの児童が保護者サイン済み)の分から必要でしょうか。その場合、3月にあらかじめ作成し保護者にサインを頂いた個別支援計画に関してもやり直しという解釈でよろしいでしょうか。	個別支援計画に相談支援員のサインは必須ではありません。 個別支援計画が相談支援員に交付されたことが確認できるものを保管ください。 メールの送付データなども確認出来る資料と判断します。	
19			延長支援の計画についてですが、前後いずれも1時間以上でない旨の記載がありますが、いずれかのみで1時間以上であれば算定可能でしょうか。また、延長支援の前後で前1.5、後0.5の場合、2.0以上は算定できず、1.5時間の延長支援となるのでしょうか。	1.5となります。	
20			例えば通常の計画時間前に計画された延長支援を行う場合、どの時間から前を延長にするかの基準の時間はどこに設けたらよろしいでしょうか。	サービス提供時間が基準になります。	
21			時間区分について、「計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。」とありますが、具体的にどの程度の期間継続した場合に速やかに見直しを行うべきでしょうか。例えば1週間とした場合、その次の週にまた元の計画時間に戻った場合にはその都度変更が必要でしょうか。具体的には、学校では、下校が早まる日が1週間程度続いたりします。その際は時間区分を見直すべきか、その都度延長支援を算定するべきか教えてください。	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ & A(令和6年3月29日付)」問3を確認ください。	
22		就労継続支援B型	(新設)目標工賃達成加算の加算取得要件について、詳細を教えてください。よろしく申し上げます。	報酬改定の概要資料(P.53)に記載がありますのでそちらをご参照ください。	
23		児童発達支援,放課後等デイサービス	放課後等デイサービスにおいて、学校休業日のサービス提供時間を6時間に設定しているが、サービス提供時間内であっても5時間を超えた場合は、延長支援加算を算定してもよろしいのでしょうか?	学校休業日の支援提供時間30~5時間以下を基本とするため、学校休業日のサービス提供時間を5時間に設定し、超えた場合は延長支援加算を算定ください。	
24		就労継続支援B型	令和6年度より新設される、目標工賃達成加算についてですが、目標工賃額の設定について要件があると、25日の説明会で聞いたのですが、詳細が分かる通知などがあれば教えてください。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)のP.303に記載がありますのでご確認ください。	
25		就労継続支援A型	<p>就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式の内容について</p> <p>VII 利用者の知識・能力の向上【新規】 (評価要素) ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価</p> <p>事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況の評価する。</p> <p>と、記載がありますが、弊社では、社会参加推進のためスポーツ教室を開催しています。パラリンピック、県のスポーツ大会を目標に、社会参加のスキル向上と健康の推進を図っています。</p> <p>この教室は、評価要素として、判断しても良いかどうか教えてください。</p>	どのような取組が「利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組」にあたるのか、国に質問中です。国からのQ & Aの発出をお待ちください。	
26			<p>就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式の内容について</p> <p>VI 経営改善計画【新規】(評価要素) ・経営改善計画の作成及び提出の有無</p> <p>3月25日の報酬改定説明会資料において、経営改善計画書を数年連続で提出している場合と記載がありました。 この数年連続という表記が、弊社が該当するのかわかりたいと思います。 経営改善計画書は、複数年提出していることは事実です。その場合の評価について教えてください。 宜しくお願い致します。</p>	<p>令和6年3月29日障発0329第41号厚生労働大臣通知にて、スコア表の生産活動に関する項目について、以下の通り示されています。</p> <p>①~④ 略</p> <p>⑤ 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者へ支払う賞金の総額未満(⑥の場合を除く。)</p> <p>-10点</p> <p>⑥ 過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者へ支払う賞金の総額未満</p> <p>-20点</p> <p>通知を確認し、貴事業所が該当するかどうかについてご判断いただければと思います。</p>	

27	児童発達支援,放課後等 デイサービス,保育所等訪問 支援	訪問支援員特別加算について 業務従事期間の保育所等訪問等3年以上には児童発達支援管理責任者の期間も含まれるか、また訪問支援員として配置された期間として捉えてよいか。訪問支援日のみの期間の場合、基準の日数、時間があれば教えてほしい。 ※(児童発1年+訪問支援員2年)で保育所等訪問等3年以上に該当するか	<訪問支援員特別加算(I)> 以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと <訪問支援員特別加算(II)> 以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等(指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む)の業務に従事した期間	
28	児童発達支援,保育所等 訪問支援	児童発達支援センターの中核機能強化加算について。 自法人以外機関所属の職種の方に毎月定期的に求所して貰って連携体制を取っている場合、体制要件Aの要件に該当すると考えても良いかどうか教えて頂きたいと思ひます。	体制要件Aの要件は「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。」となります。	
29	生活介護	現在、定員20名で申請登録しています。 新年度より、定員10名に変更は可能ですか？	報酬改定とは関係ありませんので回答は控えさせていただきます。	
30	共同生活援助	共同生活援助における基本報酬区分の見直しに関して 人員配置体制加算を算定する場合、事前にGHを管轄する市に申請が必要か。	市への提出は不要です。	
31		特定従業者数換算方法における利用者の数とは、前年度の利用者数の平均で良いのか。いつ時点での利用者数で計算をすれば良いか。	人員配置体制加算の質問であれば加算届を確認ください。	
32	就労継続支援B型	B型事業所における平均工賃月額の算定方法について、前年度における開所日数一日当たりの平均利用者数の計算結果に小数点以下が発生した場合の取り扱い方法について。 (小数点以下は切り捨て可能か)	平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げてください。	
33	放課後等デイサービス	家族支援加算について 算定出来るようにしていきたいのですが、算定方法(支援計画書の記載内容や、面談を行った際の記録の書式や記録の残し方等)間違いないように算定したいので教えていただけたらありがたいです。	指定の様式はありません。日付・時間・担当者・面談者・面談内容を記録し、保管ください。	
34	就労継続支援B型	平均工賃の算定について 説明会で県に提出した平均工賃に合うようにと話がありましたが、(当事業所では、3月分の工賃を4月10日に支給している) 4月の工賃は、県に提出分では3月分の工賃となるが、報酬改定に伴う変更届の4月の工賃は4月分の工賃額ではなく、3月分の工賃額でよいのか。	該当月の実績を入力してください。(例：4月の工賃は4月分の実績額を入力。)	
35	共同生活援助	基本報酬区分の見直し等 人員配置体制加算(I)について 現在の入居者は12人ですが、常勤換算で「40時間」で計算は必須なのか。 ★人員配置体制加算 ※常勤換算は40時間で計算するルール 12(人) / 12(対1) × 40(時間) = 40 40 × 4 = 160 月計算で考えたとき、必ず160時間を入れなければならないのでしょうか。	人員配置体制加算は特定従業者数換算方法で計算するため「40時間」は必須となります。加算様式の通り、月計算は4週計算となりますので、必ず160時間になります。	
36	就労継続支援B型	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書の件についてお尋ねします。 厚生労働省スライド「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」31ページに、「前年度の平均工賃月額の算定方法の見直し」とあるが、令和5年度の平均工賃計算方法は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の計算方式が適応されるのか？それとも、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の計算方式が適応されるのでしょうか？	令和5年度の平均工賃計算方法は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の計算方式が適応されます。	
37	就労継続支援B型	①基本報酬の算定について 様式39の就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書の記入方法ですが、職員配置6:1を選択する場合、ホームページある体制等状況一覧表1のとおり就労継続支援B型サービス費(I)ののでしょうか。 支払対象者の人数は、上記の記載は、旧様式の支払対象者になっていますが、令和6年度報酬改定では、「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出した数字」となっているので、各月の支払対象者(人)の記入は、前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出した数字の記入でしょうか。	令和6年4月4日にメールにて新様式をお送りしております。 (HPIにも掲載済み。 URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shitei-21.html) 大変お手数ではありますが、新様式にて届出をお願いします。	
38		現在、送迎加算、食事提供加算、重度者支援体制加算、福祉専門職員配置加算を取得していますが、この各加算の中で新たに届出が必要加算は、食事提供加算のみで良いのでしょうか。 上記の質問のご回答をお願いします。 日中系加算チェックリスト内のタブにある体制一覧表(7.5:1.10:1のみ)と(2)体制等状況一覧表の体制等状況一覧表1(6:1.7.5:1.10:1)との整合性が取れていないと思ひます。	報酬改定による変更の届出が必要なのは、質問に記載いただいている貴事業所の状況ですと、食事提供加算のみとなります。ただし、加算区分に変更がある場合は、ほかの加算についても届出が必要となりますのでご注意ください。 また、体制状況一覧については、チェックリスト内の様式は古いものですので使用しないでください。「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する加算届出様式」欄に掲載しているものを使用してください。	
39	就労継続支援B型	4月2日(火)付メール「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する加算届出様式について」のリンク内、「様式39 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」の計算式が、「平均工賃月額①(工賃総額÷支払対象者)」となっており、説明会当日持参「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の55ページ「(見直し後)前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。」とで計算結果に差異が出ますが、どちらの計算式で算出すればよいのでしょうか。ご教示いただければ幸いです。	令和6年4月4日にメールにて新様式をお送りしております。 (HPIにも掲載済み。 URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shitei-21.html) 大変お手数ではありますが、新様式にて届出をお願いします。	

40	児童発達支援,放課後等 デイサービス	専門的支援実施加算について (一) 理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの… また、その配置は単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置す べき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によるこ とも可能であること。 とありますが、仮に専門的支援体制加算の人員を配置していても、現に配置されている基 準の児童指導員や児童指導員等加配加算で加配している従業者が実務経験等の条件を 満たす場合に必要な支援を行った場合、専門的支援実施加算の算定ができるのでしょうか。	専門的支援体制加算の人員を配置していても、理学療法士等を1以上配置 し、当該理学療法士等が専門的支援実施計画を作成し、それに基づき支援した 場合は算定可能です。
41	児童発達支援,放課後等 デイサービス	放課後等デイサービスの専門的支援体制加算について 5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員も含まれるようになりますか。	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援)に関するQ & A (令和6年3月29日付)」問15をご確認ください。
42	共同生活援助	「加配する特定従業者の勤務体制の計算」についての質問; 指定権者から頂いた計算様 式について、「従業者の勤務体制一覧」の世話人の基準数値が満たされれば、加配する特 定従業者の欄に同一人物の残りの勤務時間を記載し、加配として計算することは可能でし ょうか。	可能です。
43	短期入所	就労継続支援B型,共同生 活援助	体制等状況一覧表の位置づけについては、貴見のとおり、処遇改善において、4 月5月の分が(旧)現行3加算で、6月からの分が(新)現行3加算が一 本化された新加算になります。 提出時期については、下記の対応願います。 1 処遇改善加算4/15(月) へ計画書と併せて体制状況一覧表提出 2 変更届4/19(金) へ変更届と併せて体制状況一覧表提出 ※処遇改善加算4/15(月) 提出の際には、新様式(6月~)の場合、福祉・ 介護職員等処遇改善加算対象(※16) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) 区分(※17)の項目に記載が必須です。 ※変更届4/19(金) 提出の際には該当する全ての項目に記載ください。 状況によっては、2回体制等状況一覧表を提出いただく場合がございますのでご 了承ください。
44	居宅介護,重度訪問介護, 同行援護	令和6年度報酬改定後に新たに算定する加算はありませんが、体制状況一覧について、表 業務継続計画未策定「あり、なし」を記入して提出が必要となりますか?	「あり」の場合は、減算適用となりますので、提出が必要です。 「なし」の場合は、届出の必要はありません。
45	就労継続支援B型	児童発達支援,放課後等 デイサービス	短時間利用減算について。 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL 1(平成30年3 月30日)」の問51に、以下の記述がありました。 (短時間利用減算③) 問51 利用時間については、送迎のみを実施する時間は含まれないとされているが、遠方から の利用者で送迎に長時間を要する利用者についても、送迎に要する時間は利用時間に含め ないのか。 (答) 遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者については、利用時 間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いても差し支えない。 そこで、質問です。 「送迎に長時間を要する」とは、具体的に、片道何分以上であれば「長時間」とみなしてよ いのでしょうか。
46	生活介護	就労継続支援B型	多機能型事業所の定員区分については、基本は一体的に運営するサービスの定 員の合計数で区分しますが、以下の報酬については、サービス種類または単位 毎の利用定員に応じた報酬を算定します。 生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支 援体制加算、生活介護サービス費(「(1)定員5人以下」、「(2)定員6人 以上10人以下」の基本報酬) 施設入所支援…夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制加算 自立訓練(機能訓練・生活訓練)…就労移行支援体制加算 就労継続支援A型…重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、貴 金向上達成指導員配置加算 就労継続支援B型…重度者支援体制加算、目標賃達成指導員配置加 算、就労移行支援体制加算 よって、「利用定員が6人以上10人以下」で良いです。
47	生活介護	放課後等デイサービス	【共生型放課後等デイサービスについて】 質問① 共生型放課後等デイサービスでは、専門的支援体制加算や専門的支援実施加算、児童 指導員等加算等ととることができるのか(これまでは特別支援加算の取得をしていました)
48			【共生型生活介護について】 ・共生型生活介護の人員配置体制加算について 質問② 人員配置体制加算は、区分5、区分6に該当する者またはこれに準ずる者・直接職員の配 置割合によって取得できるものと認識している。過去のQ & Aに「共生型生活介護の利用者 (障害者)と指定通所介護の利用者(要介護者)の合計数でのうち、障害支援区分5 又は区分6に該当する者等の割合が、加算の算定要件を満たす必要がある。その際、とあ るが、共生型放課後等デイサービスも併せて行っている場合は障害区分をどのようにみれば よいのか。もしくは、利用者の合計数から外して考えてよいのか。
49			質問③ 共生型生活介護では常勤看護職員等加配加算はとれるか。
50	共同生活援助	【グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実】 ●「ピアサポート実施加算」より 支援者は1名障がい者、1名スタッフと説明を受けたが、障がい者のピアスタッフの要件 はあるのか。 内容的には、サポートを受ける人と同じ境遇の人、実際に病気を体験した人だとい うことだが、例えば、受診の診断書、通院歴、障害者手帳、作業所やグループホームの入居者・ 利用者でないといけないか等。	「障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修」を修了した障がい者と管理 者等を2名以上事業所に配置していることが要件です。 加算算定の支援対象者は事業所の利用者です。 障がい者と認められる者については、留意事項通知222頁を確認ください。
51			●「退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービ ス費」、「退居後ピアサポート実施加算」の新設について 退居後の支援についての具体的な要件は出ていますか。 ひと月の訪問回数、ピアサポートの回数や提供方法等。
52			【共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し】 ●「基本報酬区分の見直し等」より 世話人の配置基準がこれまでは、4:1、5:1、6:1の3つでは、常勤換算を計算す る際の基準は、5:1の160時間/月が基準であった。 見直し後の6:1以上で計算をするときも、計算の基準は5:1が良いのか。

53	短期入所		【医療型短期入所受入前支援加算】の算定について 利用開始前に訪問先が自宅ではなく、利用サービス先の事業所とし、看護師からの手技などによる指導・情報共有でも算定は可能なのか？ ご教示よろしくお願いたします。	留意事項通知174頁をご確認ください。	
54		就労継続支援A型	4月1日に通知されました01.PDFファイル 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省令 四 令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定について 令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。 と記載がありますが、このスコア留意事項通知では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの実績で算出すること。 ・平成30年度 ・令和元年度 ・令和2年度 と記載されています。この解釈で良いのでしょうか。 それとも一年ずつ足された ・令和元年度 ・令和2年度 ・令和3年度 という解釈になるのでしょうか。 今年度から新型コロナウイルス感染症の影響は、ないものとして捉えないといけないと考えていたので、この部分の解釈を教えてくださいましたらと思います。	令和6年3月29日付障発0330第5号厚生労働省令通知「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」をご参照ください。 ～上記通知抜粋～ ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次の取り扱いとする場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出するものとする。 「生産活動」のスコア算出に当たり、前年度、前々年度及び前々々年度を「令和元年度」、「平成30年度」及び「平成29年度」に置き換える場合。 ・また、令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る「生産活動」のスコアの算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」、前々年度を「平成30年度」、前々々年度を「平成29年度」に置き換えた実績で評価することも可能とする。	
55	生活介護、施設入所支援	福祉型障がい児入所施設	・地域移行等意向確認担当者の選任等 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。（質問） サービス管理責任者とは別に地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないのかどうか。	サービス管理責任者が担当者を担うことを想定しています。	
56			・地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算 地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合、又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。（令和8年度から減算を実施） （質問） 地域移行等意向確認等の指針の作成のみでよいのか、マニュアルは必要ないのかどうか（虐待防止は指針とマニュアル作成が必要だったか） （質問） 医療的ケアに該当する対象者を定めて頂きたい。事故や怪我などで一時的でも医療的ケアが必要な利用者でも加算が取れるのかどうか。（入浴支援加算・人員配置体制加算等） （質問） 就労系の利用時間について 4時間未満の50%とあるが、1日なか月平均の率であるのかどうか。 （質問） 生活介護のサービス提供時間内に、保護者と外出した場合、算定されないのかどうか。	1、「意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること」が必要となります。 2、平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百五十六号に記載されておりますのでご確認ください。 3、1日単位で算定してください。 4、基本報酬の算定であれば、現に支援に要した時間ではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき標準的な時間に基づき算定します。	
57		共同生活援助	質問1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要の14頁の人員基準における両立支援への配慮等の中で今まで障がい者を雇用している人員配置の中には入れられなかったが今後は書かれている内容の範囲内で障がい者でも常勤者として入れられるようになるかと解釈しても良いのでしょうか？ それとこちらのグループホームに入所していますがそれでも職員として人員に数えられますか？	これまでも障がい者を雇用した場合、人員配置の中に含むことは可能です。また、グループホームの利用者が同グループホームの職員としては認められません。	
58			質問2 外部サービス利用型共同生活援助で（4：1）が無くなり算定は（6：1）ですようになら、県の方に提出している従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は書き換えが必要になりますか？それと、196頁の人員配置体制加算のところ、弊社は今まで4：1でしたが今後はどうなるのか具体的に教えてください。	書き換えが必要になります。 新様式については、「人員配置体制加算（共同生活援助）」を利用ください。	
59		児童発達支援	児童発達支援の基本報酬で5時間を超える長時間の支援については延長支援となるが、その場合は運営規程に定めるサービス提供時間を5時間に変更する必要があるのか。	変更ください。 詳細は、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取り扱いの変更について」（令和6年3月15日付事務連絡）をご確認ください。	
60	生活介護		生活介護の基本報酬は時間毎で区分があるが、当事業所のサービス提供時間（6時間）より前に利用者の受け入れを行った場合には、「6時間以上7時間未満」の時間区分で請求を行うものとしての捉え方で差し支えないか。	現に支援に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき標準的な時間数に基づき算定します。	
61	生活介護		平素は大変お世話になっております。 食事提供加算につきまして、管理栄養士などが献立作成関与・確認の要件がございますが、どの程度詳細な情報が必要でしょうか。 献立の使用材料・摂取カロリー・栄養価（量）・アレルギー表示等々、ご教示いただけますと幸いです。 何卒よろしくお願申し上げます。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（P.140）」にて、「なお～、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、（以下略）」とあるため、摂取カロリー・栄養価（量）・アレルギー表示等の確認は必要と考えます。	
62	生活介護		身体拘束廃止未実施の回答のあり、なしの意味が分からないので教えてください。	身体拘束廃止未実施「減算」が何かしなく選択するものです。 身体拘束適正化措置（委員会の開催、指針の整備等）実施していない場合は、「あり」、実施している場合は「なし」を選択してください。	
63	生活介護		○短期入所における食事提供体制加算の要件について ・見直し後の算定要件として、②利用者ごとの摂食量の記録③利用者毎の体重やBMIを概ね6月に1回記録とあるが、入所者同様短期入所利用者にも実施するのか？ ・当該施設は、成人棟と児童棟が併設している。児童棟の管理栄養士が5月いっぱい育児休業で不在であるが、その間は児童の短期入所の食事提供加算は算定できないのか？成人棟に管理栄養士を配置しているため、4～5月も児童の短期入所でも算定可能か？	短期入所についても他のサービスと同様の取扱である。 なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（P.140）」にて、「～、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。」とあることから、R6.9.30までは管理栄養士等の確認がなくても食事提供体制加算の算定は可能である。	

64	生活介護		当該事業所が令和5年度中に新規開設した事業所となり、経過措置期間対象となりますが、変更が無い場合も加算届、体制等状況一覧表の提出が必要でしょうか。	体制状況に変更がない場合は加算届、体制状況一覧表の提出は不要です。	
65	生活介護		・体制状況一覧表の記入について 身体拘束廃止未実施 1なし 2あり 虐待防止措置未実施 1なし 2あり 業務継続計画未策定 1なし 2あり 情報公表未報告 1なし 2あり 上記のどちらで記入すると減算適用となるのか教えてください。 いずれも減算適用にならず、新しい加算の算定予定がない場合は (1) 変更届出書 (2) 体制状況一覧表の提出は必要ないという理解で良いでしょうか？	「あり」の場合は、減算適用、「なし」の場合は減算適用なしとなります。 なお、後日 H P 掲載の Q & A も修正しておりますのでご確認ください。	
66	生活介護		お世話になります。生活介護についての質問です。 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮することですが、サービス提供時間が5時間以上7時間未満で定員が10名の場合、一日の受け入れ人数は、13名まで可能と考えてよろしいでしょうか？(利用者すべてに5時間以上7時間未満でサービス提供をすと仮定)	利用定員は、事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。定員が10名の場合、受け入れの人数は原則10名でなければいけません。	
67	生活介護		お世話になっております。 先日の説明会で同性介助への説明や同意の明記との話がありました。訪問での支援でも必要でしょうか？	原則全サービスにて必要です。	
68	生活介護		報酬改定質問回答票 (令和6年4月5日時点) のNo.45 体制状況一覧について、業務継続計画未策定「1.なし、2.あり」について 業務継続計画未策定に「あり」とすると計画を作成しておらず、未策定の状況が「あり」という風に見えますが、「なし」の場合が減算適用ではなく「あり」の場合が減算適用となるのではないのでしょうか？ 開所時間減算、自己評価結果等未公表減算、支援プログラム未公表減算については「あり」の場合、減算適用になるものと思います。となると業務継続計画未策定も「あり」の場合が減算適用にないのでしょうか？ 「なし」の場合が、減算適用で間違いない場合、身体拘束廃止未実施、虐待防止措置未実施、情報公表未報告も「なし」で提出すると減算されるという解釈でよいのでしょうか？	ご認識の通りです。なお、後日、回答表の方も修正しておりますのでご確認ください。	
69	生活介護		人員配置体制確認表 別添参考様式 内の黄色のセルの中に必要事項を入力した結果、必要加配数が可となりました。 そこで、人員配置体制加算に関する届出書 (共同生活援助) を作成しておりますが、算定可否の欄が可なりません。 そこで、下記の入力を教えてください。 7の人員の状況の ○基準上置くべき従業者数は別添参考様式のどの数字を入れたいのでしょうか？ ○人員配置体制加算の算定において必要な加配数は別添参考様式のどの数字を入れたいのでしょうか？ ○実際の特定従業者数は別添参考様式のどの数字を入れたいのでしょうか？		
70	生活介護		喀痰吸引等実施加算 看護師が喀痰吸引等を行った場合も対象となるか。	告示に記載の通り、「登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰かくたん吸引等を行った場合に」算定可能です。	
71	生活介護		介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書と介護給付費の算定に係る体制等一覧表の令和6年版が見当たりません。 大分県のホームページで検索しましたが、見当たりません。	下記のURL内のページに掲載しておりますのでご確認ください。なお、その旨メールでもご案内済みです。 URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shitei-21.html	
72	生活介護		ファイルがアップロードすることができないのでこちらに複数記入いたします。申し訳ありません。 ③通院支援加算についての通院の定義 「通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。」とありますが、通院とは定期的な受診のみを指すのではなく緊急的な受診を含むと解釈いたしますがいかがでしょうか。日中活動と合わせて算定は不可能と解釈いたしますがいかがでしょうか。 ④地域連携会議実施加算の協議会と就労移行支援計画書について ・別府センターでは本人や関係者 (相談支援事業所、介護事業所) をまじえた会議を行っている。これを協議会として考えてよろしいでしょうか。 ・就労移行支援計画書とは個別支援計画書のことと考えてよろしいでしょうか。	③御見込みのとおりです。 ④地域連携会議実施加算 II を算定する場合も、職業指導員、生活支援員または就労支援員が会議に参加することが必須ですので、上記関係者が会議にいる場合は地域連携会議とし算定が可能です (会議の前後にサビ管に情報共有が必須です。) ・就労移行支援計画書と個別支援計画書は別です。	
73	生活介護		①情報公表未報告減算の情報の公表の定義について 「障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公開がされていない場合、所定単位数を減算する。」とあります。障害者総合支援法第76条の3「当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない」とあります。情報公表サービス、都道府県知事に報告とありますがどのようなものを指すでしょうか。ワムネットの公表をされていますでしょうか。 ②(Ⅱ) について 概要をみる限り別府センターは該当の可能性がありますが。概要では算定基準を確認することができません。算定基準があればご教示いただけたいでしょうか。	①ご理解のとおり公表とはワムネットの公表を指します。 ②下記URL掲載の留意事項通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」と報酬告示「こども家庭庁・厚生労働省告示第3号」をご確認ください。 県HP URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/r6houyuuukaitei.html	
74	生活介護		令和5年度の平均利用者数が6.3人 平均障害区分が4.63 区分5・6の割合が51.25%でした。 新年度体制で5人以上10人以下の区分で変更届を出そうと思いましたが、利用定員 (生活介護において、主として重症心身障害児者を通わせる事業所の場合のみ、利用定員に応じて「1・2・5人以下」、または「1・3・6人以上10人以下」を設定する) とありますが、うちのような場合はできないのでしょうか？ 重症心身障害の方も2名、その他重度車椅子対応の方も3名ほどありますが大丈夫でしょうか？ 「主として」とはいかなるものか？ 何名以上とかの取り決めがあるのか？		
75	生活介護		就労継続支援B型定員26名、生活介護定員14名の事業所ですが、この場合、就労継続支援は40人以下 生活介護は20人以下で算定できますか？	貴見のとおり算定可能です。	

76	生活介護		令和6年度報酬改定後の4月19日までに提出が必要な新たな加算の算定はありません。 (6月の福祉・介護職員等処遇改善加算については5月15日までに先行予定) 体制状況等一覧表について、「身体拘束廃止未実施」「虐待防止措置未実施」「情報公表未報告」については実施しているため、本Q&Aの45番の回答を見ると「あり」で記載になるかと思いますが、「なし」の減算対象ではないため、変更届や付表、体制状況一覧表など4月19日までの書類提出は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	「あり」の場合は、減算適用、「なし」の場合は減算適用なしとなります。 なお、後日HP掲載のQ&Aも修正しておりますのでご確認ください。 なお、「なし」の場合、特段届出の提出は不要です。	
77	生活介護		視覚・聴覚障害者支援体制加算について 「視覚障害者の生活支援に従事する者」として「①視覚障害 歩行支援等を行うことができる者」とあるが、長年(5年～10年以上)視覚障害者の支援に携わってきた者(特段に視覚障害者支援の資格をもっていない)は支援する上で配慮すべきことがわかっている者として「歩行支援等を行える者」と捉えてよいか。又、歩行支援等を行うことができる者は介護福祉士の資格で可能か。	留意事項通知にて、「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 とされており、特に資格等は求められていないため、視覚をお持ちでなくても長年(5年～10年以上)視覚障害者の支援に携わってきた者については配置可能と考えます。	
78	生活介護		共同生活援助で「加配する特定従業者」に入れていた世話人等が離職して加配分の加算がなくなる場合、その都度、給付費の変更届を提出しなければならないのか。	体制状況に変更がある場合(加算がなくなりになる、なしからありになる、区分変更がある)場合は届出が必要です。	
79	生活介護		延長支援加算について 長期休暇中、10時～15時の計5時間がサービス提供時間として、延長がサービス提供時間前1時間、サービス提供時間後に1時間30分となった場合、延長加算は、前後それぞれで単位を算定出来るのか、それとも前後の合算の時間での算定になるのか、教えていただきたいです。	前後それぞれでの算定になります。	
80	生活介護		お世話になります。専門的支援実施加算と専門的支援体制加算の届出について質問です。今まで専門的支援加算を算定していましたが、令和6年度より体制には変更なく新たに専門的支援実施加算を算定したい場合は、専門的支援実施加算の届出だけを提出すればよろしいのでしょうか。それとも両方提出する必要があるのでしょうか。よろしくお願致します。	様式変更が起こっているため両方で提出ください。	
81	生活介護		B型基本報酬の計算方法で開所日数とあるが、利用者一人が利用出来る日数(年間270日)で計算をするのではなく366日で計算をするので間違いはないでしょうか。(年間を通して営業を行っているので開所日数で平均利用者数を算出すると、1日当たりが15名位になってしまい、昨年末で人数(定員20名)を割っていた時の月額平均より大幅に平均工賃額が上がってしまうので)	事業所を開所している日数を記載してください。 なお、様式は月ごとの開所日数を入力するようになっています。	
82			「延長支援加算について」 運営規定に記載の営業時間内で、放課後3時間以上・学校休業日5時間以上の支援を行う際は、延長支援加算体制届出書は提出しないで良いのでしょうか？(営業時間外に支援を行う際に提出必要とあるので)あわせて、体制等状況一覧表の延長支援体制はなしで良いのでしょうか？ また、延長支援加算を算定する児童に関しては、今回の加算届出の際に個別支援計画書(利用時間)の提出が同時に必要なのでしょうか？	延長支援加算を取得しない場合は、届出書の提出および体制状況一覧表の延長支援体制はなしで良いです。 延長支援体制加算を申請するのであれば個別支援計画参考様式別表(別紙1-2)もしくは同等の内容書類の提出をお願いします。	
83			延長支援加算について 17番の回答で、「加算届と対象児童の個別支援計画の提出をお願いします。」とありましたが、4月分から算定する場合、提出はいつまでにしなければならないのでしょうか？ また、登校日、長期休暇等でそれぞれ延長支援の時間帯が違いますが、登校日用と長期休暇用をそれぞれ作成が必要でしょうか？	個別支援計画参考様式別表(別紙1-2)もしくは同等の内容書類の提出を4月19日までにお願いします。 登校日用と長期休暇用をそれぞれ作成をお願いします。	
84			放課後等デイサービスの件です。最大3時間までと書いてありますが、現在11時～17時までのサービス提供時間となっています。 利用者当人の最大利用時間を個別支援計画に3時間とすればいいのでしょうか？それとも法人のサービス提供時間を運営規定に3時間にしなければならないのでしょうか？	サービス提供時間が最大3時間までの記載はありません。個別支援計画およびサービス提供時間を3時間にする必要はありません。	
85			体制等状況一覧の個別サポート加算Ⅰについては、強度行動障害の研修受講済のものを配置した加算(120単位)であると考えていいか？ ここをなしにしても、通常の個別サポート加算Ⅰ(受給者証に明示されている90単位)については加算がとれると考えてよいか？	強度行動渉外支援養成研修(基礎研修)の課程が修了したものを配置し、対象児にサービスを行った場合は120単位です。配置していない場合でも90単位は取得可能です。	
86			地域相談支援での今年度の改正に該当が無い場合は、届出書は提出しないで良いか？ それとも一度、全部提出した方がいいか？	改正が無い場合は提出不要です。	

87			令和6年度、変更届について 多機能型事業所の場合は、事業毎に申請書を作成するのか、以前のような多機能型用の申請書があるのか教えてください。	変更届出書の様式は変更していません。 多機能型事業所の場合は、別々で出していたとしても、一括で提出してもかまいません。 なお、福祉専門職員配置等加算など、多機能型事業所の場合、一体的に考える必要のある加算については、必ず一括で提出をお願いします。	
88			いつもお世話になっております。 障がい事業所の請求システムの開発を行っています。 令和6年3月29日に発表されました介護給付費等単位数サービスコードについて確認させていただきます。 重度訪問介護の単位数についてですが、1時間以上～4時間未満のサービスコードの単位数が3月までの単位数より大幅に増えております。 --- (例) ■ 3月まで 121371：重訪Ⅲ日中 1. 0 185単位 121381：重訪Ⅲ日中 1. 5 90単位 121491：重訪Ⅲ日中 2. 0 92単位 ■ 4月から 121371：重訪Ⅲ日中 1. 0 186単位 121381：重訪Ⅲ日中 1. 5 277単位 (91) 121491：重訪Ⅲ日中 2. 0 369単位 (92) --- これはサービスコード表の単位数の間違いでしょうか？ 何卒宜しくお願いいたします。	県からの回答ができない内容になりますので、国の担当窓口へご確認ください。	
89			生活介護における人員配置体制加算について、旧加算については区分5及び6に該当する利用者の利用率に応じてⅠ及びⅡの取得が可能となっておりますが、今回の新しい人員配置区分においてもⅠ（1.5：1）及びⅡ（1.7：1）についてはこれまでの条件が適用になるのでしょうか。また新たな、Ⅲ（2：1）及びⅣ（2.5：1）は旧Ⅲと同じ考え方でよいのでしょうか。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」P.108をご確認ください。 掲載ページ： https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/-r6housyuukaitei.html	
90			3月29日のQ&Aの児童指導員等加算加算の間12について追加質問です。特別支援学校の介助員についてです。 介助員の経験が5年以上あったとしても児童指導員として認められないのでしょうか。この者を採用した場合、その他の従業者になるのでしょうか。 業務的には特別支援学校の教員と同等またはそれ以上に障がい児童・生徒のサポートを行っています。いかがでしょうか。	留意事項通知に59頁に記載される児童指導員等の対象者が特別支援学校で介助員として支援した場合は経験期間として認めることは可能です。	
91			食事提供体制加算の経過措置の扱いについて ・利用者ごとの摂取量を記録することあるが、残食量を記録して残しておいても差し支えないでしょうか。結果として摂取量の把握はできると思われるのですが。	ご理解のとおりです。	
92			〇食事提供加算について 現状ではB型の作業として調理をしており、利用者の昼食と高齢者等の配食サービスをしております。献立に関しては当法人の栄養士が関与しております。調理はB型の作業の一環なので、職業指導員、利用者が行っております。今回の改正で調理を行う場合、この加算を取るには職員が調理を行っている場合、その時間は常勤換算法に算定出来ないと聞きました。他県のQ&Aだったのでそれが本当かどうかという確認と食事提供加算の算定に就労継続支援B型の生産活動との業務提携という考え方は可能でしょうか？	食事提供体制加算は、原則利用者に対して、その事業所に従事する調理員による食事の提供を行った場合に算定可能な加算です。 利用者とともに利用者へ提供する昼食を作っている状況で、食事提供体制加算は算定できません。	
93			変更届に必要となる、就労継続支援B型サービス費算定の平均工賃等の書類はまだでしょうか？	県HPに掲載しておりますのでご確認ください。 URL： https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shitei-21.html 2024年04月04日（木）10:22に県から県所管事業所あてメールにてご案内済みです。	
94			基本的な質問ですみません。 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の加算は、利用者全員に対して加算されるのか、対象者のみへの加算なのか。 また専門性を有する職員が勤務した日以外でも加算をつけることができるのか。 すでにある加算ですが、今年度加算の取得を検討するにあたり確認をたく質問をさせていただきます。 よろしくお願いたします。	職員の体制を評価する加算であるため、全員に算定可能な加算です。	
95			現行の職業指導員加算を算定しており、改訂後の日中活動支援加算の算定には変更届の提出は必要ですか？	職業指導員加算とは何を指すのでしょうか？ そのような加算はございません。	
96			目標工賃達成加算の要件については理解は出来ましたが、昨年度の平均工賃の算定方法と、それ以前の平均工賃の算定方法が違います。 昨年度の平均工賃は新しい算定方法で、それ以前の平均工賃は改正前の算定方法のまま計算されたものでよいのでしょうか。	令和5年度分は新しい算定方式で算定してください。	
97			就労継続支援B型 人員配置 6 対 1 の変更届の書類はどこにありますか？	様式はございません。変更届出書、体制状況一覧表（6：1にマル）、勤務形態一覧表をご提出ください。	
98			放課後等デイサービス事業の専門的支援体制加算、専門的支援実施加算の理学療法士等配置に保育士は含まれますか？	保育士は含まれますが、詳細は留意事項通知にてご確認ください。	
99			（目標工賃達成加算） 問25 （答） お見込みのとおり。 なお、目標工賃達成加算については、前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額が、前々年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上であることが要件となる。 そのため、目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中でなくても修正して差し支えない。とあるのが開示されたのが4月なので目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中でなくても修正して差し支えないとあるが年度が変わったら向上計画自体が終了しているので修正はできない。これはいかがなものなのか。		